

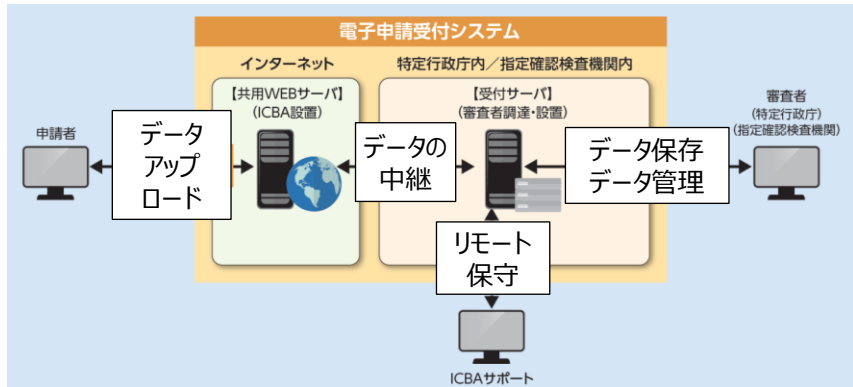
建築行政のデジタル化対応について

住宅・建築分野のDXの一体的な推進

建築生産（設計、施工、維持管理）に関する業務の『生産性の向上』を図るため、建築確認、中間・完了検査、定期報告等の建築行政手続きのDX、設計・施工・維持管理間で横断的に活用される建築BIMの社会実装の加速化、AI等の活用により生産性の向上等に取り組む民間事業者への支援を通じて、建築分野のDXを一体的に推進することが必要。

建築行政手続きのDX

建築確認



- ・ 確認申請のオンライン化により、特定行政庁や指定確認検査機関で実施している建築確認の業務を効率化。
- ・ 建築BIMによる建築確認の実現を目指した環境整備等を進める。

中間検査・完了検査



現場にいる補助者から送信されてくる映像を事務所で確認



検査対象建築物の状態、計測・作動確認の状況を映像で検査員に送信

web会議システム

※建設住宅性能評価と住宅瑕疵担保責任保険の現場検査のDXも上記同様に検討

建築生産のDX

建築BIMの社会実装の加速化

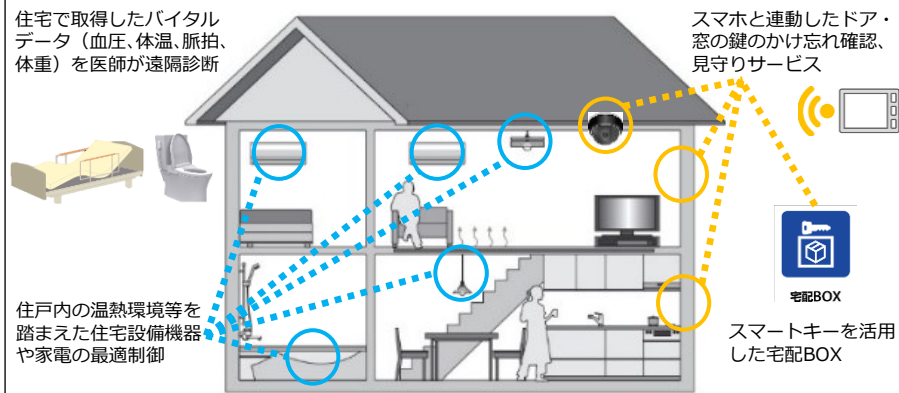


設計・施工・維持管理間におけるデータ連携の環境整備



中小事業者への普及支援

IoT技術を活用した住宅整備

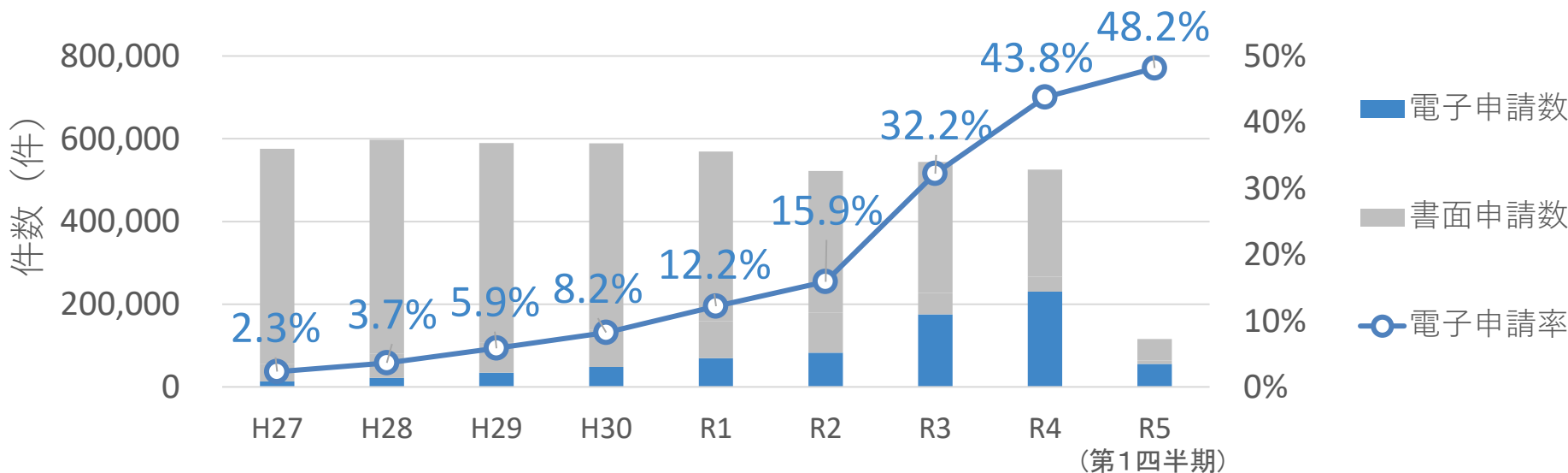


「規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)」のデジタルガバメント分野「(3)新たな取組」に記載の「7.個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引上げ」を踏まえ、建築確認等の手続きについて、オンライン利用率目標等を定める基本計画等を令和2年12月に策定・公表、令和3年3月、9月に見直しを行った。

「建築確認等」に関する基本計画(R3.9改訂) 対象手続とオンライン利用率目標

手続名	総手続件数 (令和元年度)	オンライン利用率 (令和元年度)	オンライン利用率目標	取組期間 (達成期限)
1. 建築確認	569,269件	12%	50%	令和7年度末
2. 建築設備及び昇降機等の定期検査の結果の報告	1,075,230件	0%	40%	令和7年度末
3. 構造方法等の認定	3,452件	38%	80%	令和4年度末

1. 建築確認申請の電子化率の推移



デジタル庁「構造改革のためのデジタル原則」を踏まえた対応

- 2022年7月～2025年6月の3年※を集中改革期間と設定し、当該原則に沿って、我が国のデジタル改革、規制改革、行政改革を一気に見直す「**一括見直しプラン**」を令和4年6月に策定。
※ 河野大臣の発言を受け2022年7月～2024年6月の**2年に短縮**
- 当該プランに基づき、個別のアナログ規制に係る見直し内容・時期を示す「**デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表**」を令和4年12月に決定（第6回デジタル臨時行政調査会）。

＜建築基準法・建築士法関連＞

合計49項目

目視や実地での検査を義務付け

リモート会議等を活用し
遠隔での検査を可能に

中間・完了検査におけるリモート実施

含め17項目

事務所での書面掲示や閲覧

書面と同内容を
インターネット上に公開

建築士名簿・建築士事務所登録簿のインターネット閲覧
指定確認検査機関の指定区分等のインターネット掲示

含め14項目

特定の人物へ専任や常駐

リモートを活用して規制緩和

管理建築士業務のデジタル技術活用

含め2項目

郵送での申込・対面での講習

WEB申込・リモートでの受講

建築士定期講習・管理建築士講習のオンライン完結

含め5項目

一律の期間や手法、基準による

定期検査

リアルタイムモニタリング等を活用し
求める性能のみ規定

定期検査・調査の技術中立化、報告のオンライン化

含め11項目

建築確認申請のオンライン化

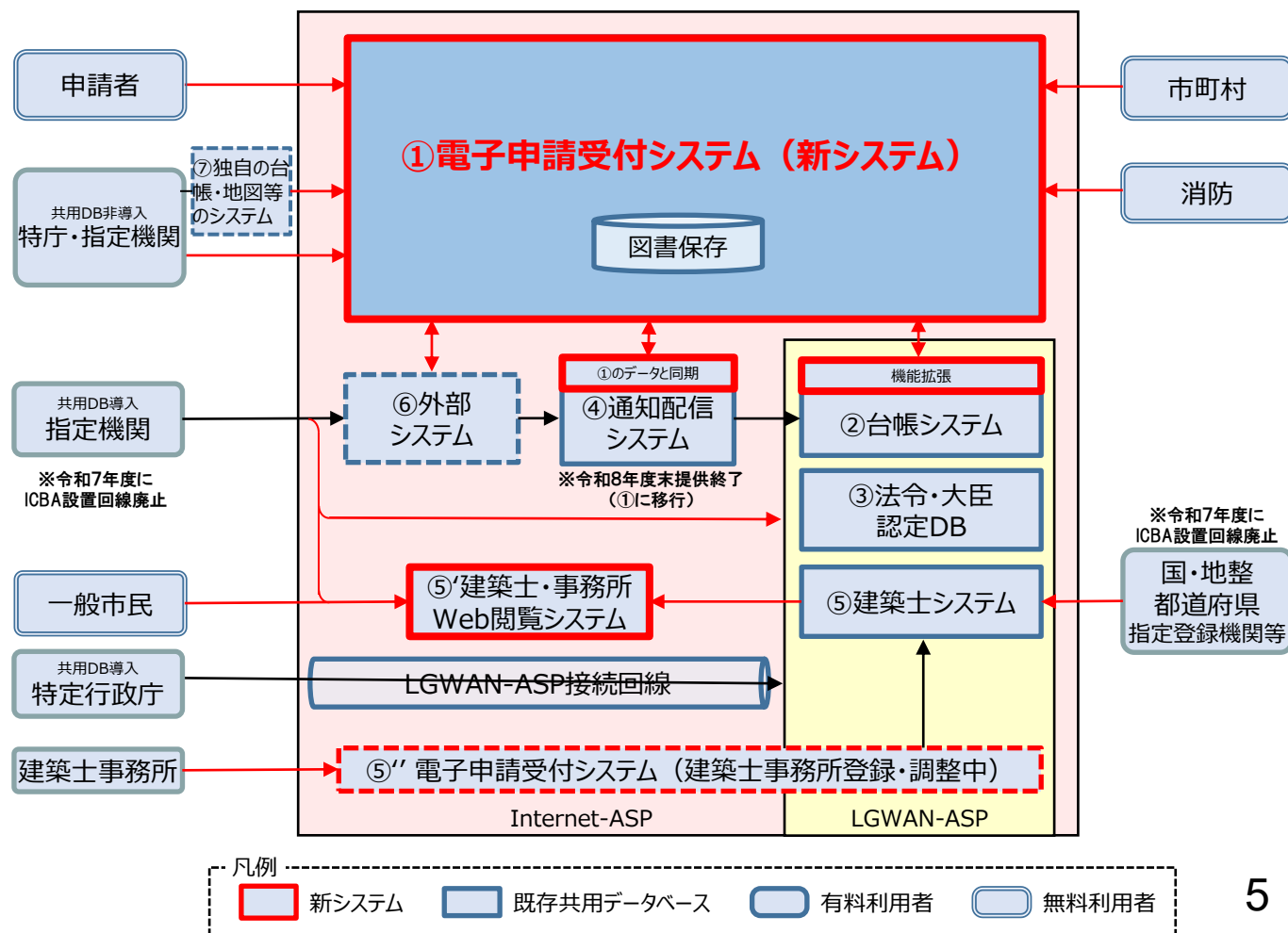
電子申請受付システムについて

- 建築確認のオンライン化を促進するため、全て特定行政庁及び全ての指定確認検査機関で利用可能な確認申請受付システムの整備を進めているところであり、2025年4月の供用開始を目指している。

電子申請受付システムの目指すこと

- 全ての特定行政庁・全ての指定確認検査機関が利用可能
- 利用料のみで利用可能
- 構造適判、省エネ適判、消防同意の手続が可能
- 将来的には、BIMによる建築確認、定期報告、許認可等の手続が可能な高い拡張性
- 部分的な利用が可能（例えば、消防同意の手続のみ本システムの活用が可能）
- 2025年4月に運用開始

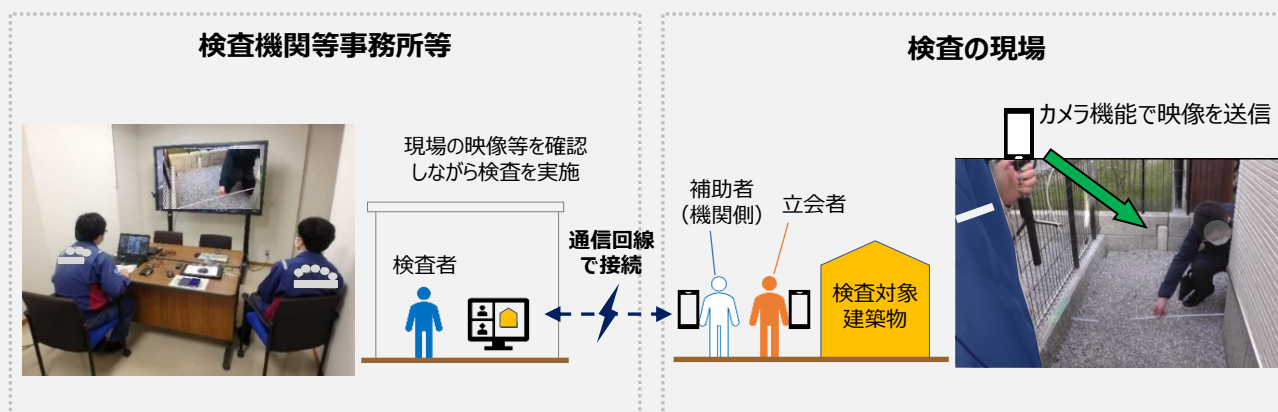
電子申請受付システムのイメージ



完了検査等のリモート実施

- 生産年齢人口が減少する中で建築物の安全性を担保するため、デジタル技術も活用しつつ、持続可能な審査・検査体制の確保が求められる。
- 建築基準法に基づく中間・完了検査について、確認検査員等がリモートで検査を行うことにより、移動時間の削減や一日当たりの検査箇所数の増等が可能となり、生産性向上や働き方改革に資すると期待される。
- 建築基準法上リモート検査は可能であるが、実施にあたっての基本的な考え方を指針として公表することで、実施に向けた環境整備を行う。
- なお、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和4年12月 デジタル臨時行政調査会）において、令和6年6月までに中間・完了検査の遠隔実施を可能とする旨の通知等の発出を行うこととされている。

<中間・完了検査のリモート実施のイメージ>

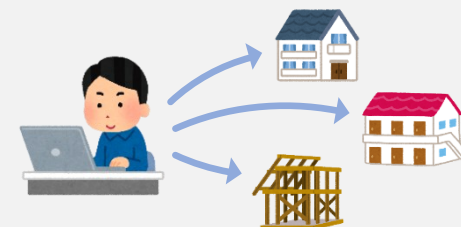


検査者は、現場にいる補助者から送信される映像を確認

検査対象建築物の状態、計測・作動確認の状況を映像で検査者に送信

<リモート検査のメリット>

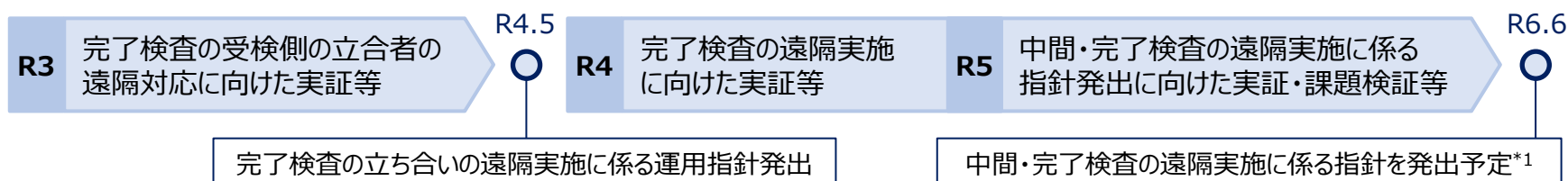
- ・移動時間の削減
- ・1日当たりの検査箇所数の増



- ・在宅での検査も可能に



検討スケジュール



*1：デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表（令和4年12月21日 デジタル臨時行政調査会）にて、令和6年6月までの発出が求められている。

定期報告制度のデジタル化

定期報告制度のデジタル化促進の背景

○規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）（抜粋）

各府省は、事業者から要望の強いものなど優先度の高い手続について、それぞれの手続の実情を踏まえ、**オンライン利用率を大胆に引き上げる目標を設定**し、可及的速やかに取組を行うべきである。



オンライン利用率引き上げの基本計画（令和2年12月4日国土交通省策定、令和3年9月1日改訂）

手続名	総手続件数 (令和元年度)	オンライン利用率 (令和元年度)	オンライン利用率目標	取組期間 (達成期限)
2. 建築設備及び昇降機等の定期検査の結果の報告	1,075,230件	0%	40%	令和7年度末

※ 定期報告のオンライン利用を促進するための取り急ぎの対策として、令和3年3月に、電子メールによる定期報告を行う場合の留意事項を技術的助言として通知

○規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）（抜粋）

①⑥ 規制所管府省は、令和3年6月の規制改革実施計画に列記された手続を始めとした**以下の手続について、可能な限り前倒しを図りつつ、デジタル化を行う**。その際には、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応の実現に向けて、**手続の標準化や業務の見直しに取り組むなど、デジタル原則にのっとり、必要な措置を講ずるものとする**。（可能なものから順次措置）

・建築基準法に基づく建築設備及び昇降機等の定期検査の結果報告

①⑧ 各府省は、オンライン利用率を大胆に引き上げる取組を開始している**以下の93事業**（年間手続件数が10万件以上の行政手続：245種類を含む）**について、デジタル原則や会議が示す考え方も踏まえ、短い期間でPDCAを回してオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を着実に推進するとともに、エンドツーエンドでのサービスのデジタル完結に向けた取組の更なる拡充・加速を図る**。（引き続き措置）

・建築基準法に基づく建築確認申請、建築設備・昇降機等の定期検査の結果の報告、大臣認定申請のオンライン化

令和2年度

- ・ 省令改正により定期検査報告書においても押印が不要化され、オンラインでの報告が可能となった。
- ・ メールや電子書面送付システムによる定期報告を試行し、その課題と対応を検討

➡ 「**簡易なオンライン手法による定期報告実施に係る留意事項**」をとりまとめ、
令和3年3月30日に各都道府県建築主務部長に対して、技術的助言として通知。

○電子メールによる定期報告の留意事項の概要

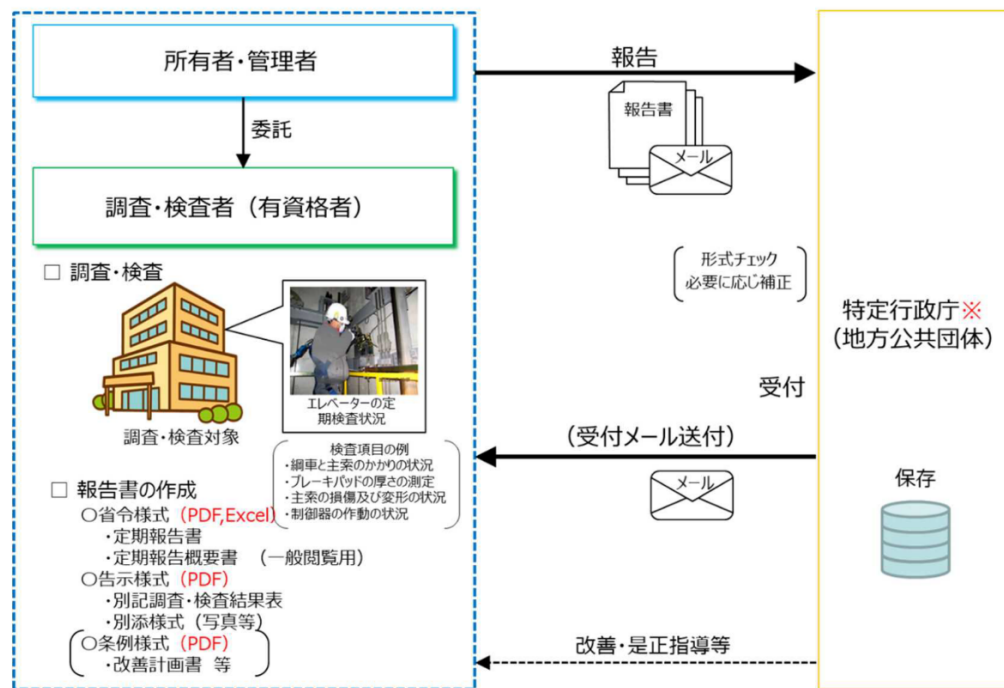
(1) 受付体制の整備

- ① 電子メールの容量設定
- ② 電子メールアドレスの設定
- ③ 審査に必要なデバイスの設置等
- ④ 保存用のサーバー
- ⑤ セキュリティ対策
- ⑥ ホームページによる周知

(2) 報告者等と特定行政庁とのやりとり

- ① 報告者等の事前登録と確認
- ② 本人確認等
- ③ 報告書の補正、受付

(3) 保存、定期報告台帳への記録



※受付等の業務を委託等している場合、当該委託等を受けた者を含む

令和3年度以降

- ・ 令和2年度の試行の結果および、簡易なオンライン化手法の活用状況等をふまえ、定期報告の提出・受理をより円滑に行うためのオンライン化手法を検討

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン ①

現状・対応状況

中間KPI 【目標・達成期限】令和5年度中に、オンラインによる定期報告が可能な特定行政庁の割合を20%とする。

○令和6年1月に実施した、全特定行政庁を対象とするオンライン化状況等に関する調査の結果は以下のとおり。

表2 全特定行政庁(307行政庁)に行ったオンライン化状況調査の結果(令和5年12月時点)

報告対象	オンライン手法	導入済み特定行政庁数	
		令和5年12月時点	(参考)令和4年12月時点
建築設備	メール	30(13%)	28(12%)
	システム	13(6%)	6(3%)
	オンライン報告可能	43(18%)	34(14%)
昇降機	メール	19(6%)	17(6%)
	システム	5(2%)	2(1%)
	オンライン報告可能	23(8%)	19(6%)
建築設備又は昇降機	オンライン報告可能	48(16%)	37(12%)

n=307(建築設備は76行政庁が報告対象としていないため231)

○令和6年夏頃に、令和6年4月時点のオンライン化状況調査を実施予定。

建築基準法第12条に基づく定期報告について、メールや電子書面送付システムによる定期報告を試行し、その課題と対応を検討し、「**簡易なオンライン手法による定期報告実施に係る留意事項**」をとりまとめ、令和3年3月30日に各都道府県建築主務部長に対して、技術的助言として通知。

○電子メールによる定期報告の留意事項の概要

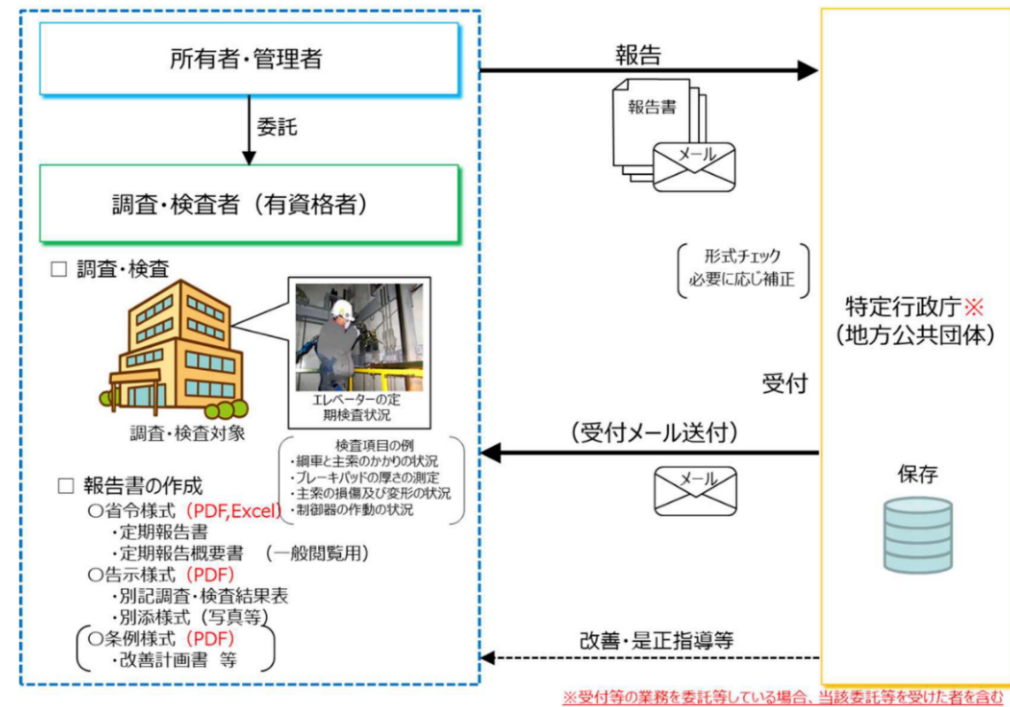
(1) 受付体制の整備

- ① 電子メールの容量設定
- ② 電子メールアドレスの設定
- ③ 審査に必要なデバイスの設置等
- ④ 保存用のサーバー
- ⑤ セキュリティ対策
- ⑥ ホームページによる周知

(2) 報告者等と特定行政庁とのやりとり

- ① 報告者等の事前登録と確認
- ② 本人確認等
- ③ 報告書の補正、受付

(3) 保存、定期報告台帳への記録



メールによる定期報告のイメージ

一定の実施要領に則れば、赤外線装置を搭載した無人航空機（ドローン）による調査が可能であることが判明したため、建築物の定期調査報告制度における外壁のタイル等の調査方法として**無人航空機による赤外線調査を明確化**（令和4年1月公布、令和4年4月施行）。

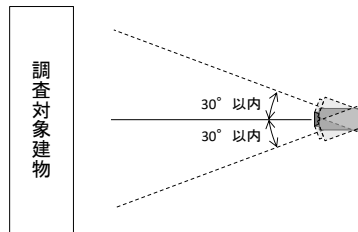
【実施要領（ガイドライン）※による適正な調査実施の確保】 ※有識者による委員会にてとりまとめ

○気象条件

天候	判定
晴れ、晴れ時々曇り	可能
曇り時々晴れ、曇り一時晴れ	困難
曇り、雨、雪	不可能

○装置の性能

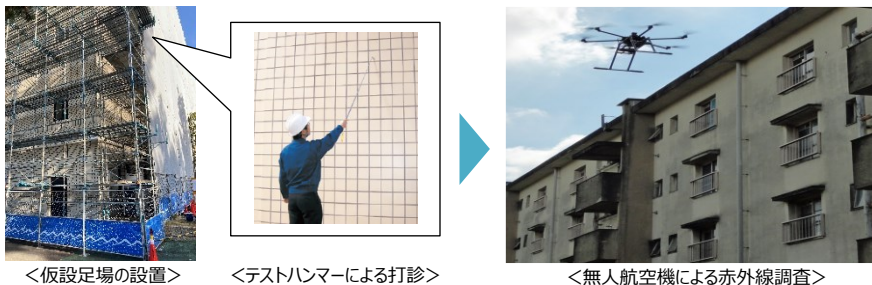
（撮影角度、飛行時の風による影響等）



○打診とのキャリブレーション



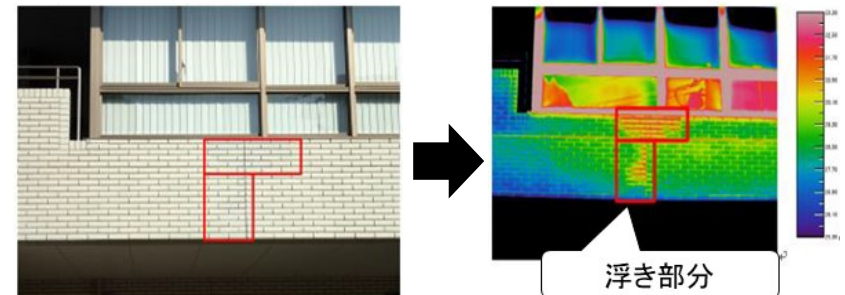
【無人航空機による赤外線調査導入による効果】



【（一社）日本赤外線劣化診断技術普及協会 提供】

約4割のコスト削減効果（モデル建物における試算より）

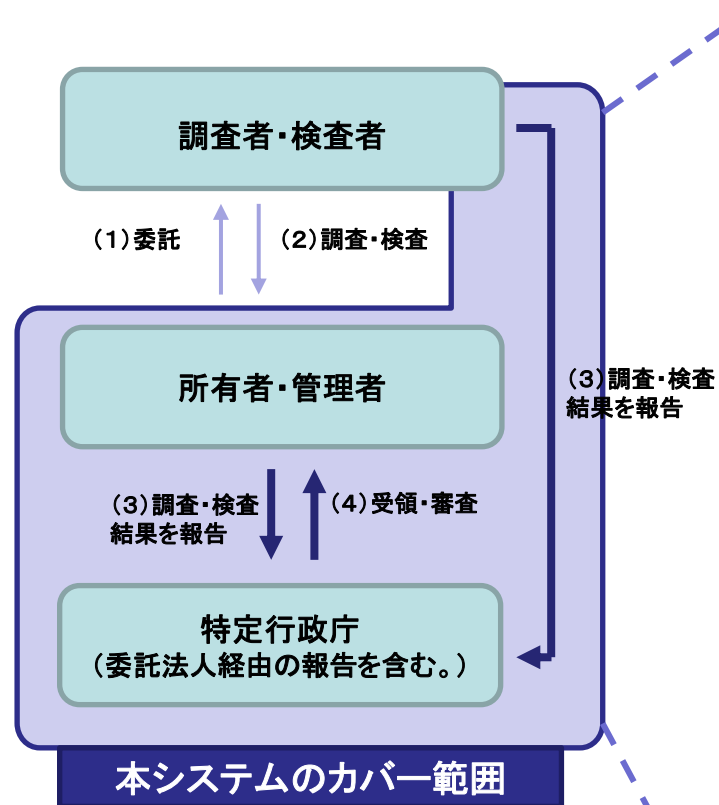
【赤外線調査の概要】



タイル面の温度差を赤外線装置で測定し、浮き部分を検出
（外壁タイルが日射によって温められると、浮き部分は健全部分と比べてタイル面の温度が高くなる現象を利用）

建築物等の定期報告のオンライン化を促進するため、特定行政庁等において報告受付等のためのシステムを整備する際に必要な機能等を整理した**共通仕様書**を作成し、公表（令和5年9月15日）

本システムのカバー範囲



機能ごとのシステム化メリット

最低限の機能として装備するもの

通知	一元的なデータベースから当該年度の報告対象（＝通知対象）を抽出し、オンライン通知を可能とすることで、郵送作業等にかかる特定行政庁の業務負荷を軽減
調査・提出	オンラインで報告書の提出が完了できることで、移動や印刷等にかかる報告者の負荷を軽減
受領	受領時の記入内容のエラーチェックやDB化を自動でできることで、審査やデータ入力にかかる特定行政庁の業務負荷を軽減
審査	一元的なデータベースから指導の必要性が高い物件を抽出することで、優先的な指導ならびに特定行政庁の業務負荷の軽減を実施
是正・勧告	
報告済証送付	一元的なデータベースから報告済証の送付・督促対象を抽出することで特定行政庁の業務負荷を軽減
督促	
台帳管理	様々なデータ利活用が可能となり、定期報告制度を高度化
公表・閲覧	（公表する場合は）一元的なデータベースから公表リスト等を作成することで、特定行政庁の業務負荷を軽減

大臣認定に係る手続きのオンライン化

施策の必要性

建築基準法に基づく構造方法等の認定に係る手続きについては、政府の計画において目標等が定められている。

デジタル・ガバメント実行計画（R2.12.25閣議決定）
既にオンライン化を実現している行政手続きにおける更なる利便性の向上を図る行政手続等の対象事業の一つとされ、申請者等の意見を踏まえた改修等を行う。

規制改革実施計画（R3.6.18閣議決定）
オンライン利用率を大胆に引き上げる取組の対象事業の一つとされ、オンライン利用率目標等を設定している。
37.5%（令和元年度）⇒80%（令和4年度末）

現状・課題

○大臣認定に係る手続き（年間手続き数：3,452件（R元年度））について、申請者の利便性等の向上を図るとともに、認定事務の負担軽減、審査の効率化・迅速化を図るため、H30年度の予算で認定申請手続きのオンライン申請システムを構築。令和元年度より運用開始。

○一方で、オンライン申請手続き開始後も、申請書（鑑）（収入印紙付）は別途原本を郵送し、認定書は交付後印刷して郵送するなど完全なデジタル化に至っておらず、オンライン申請の利便性に課題。

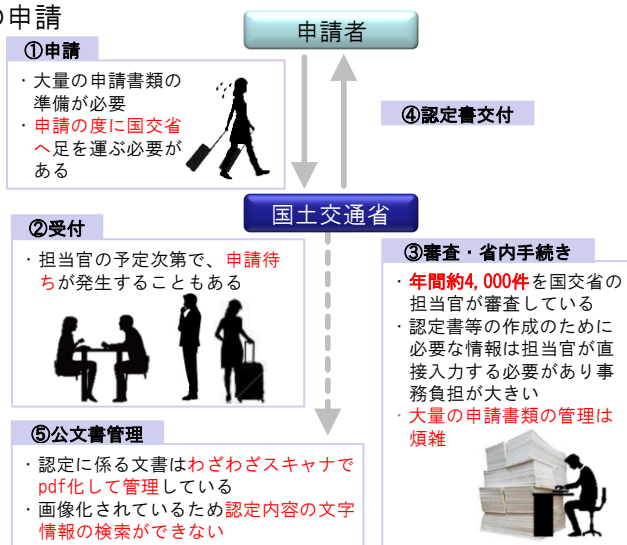
○ **オンライン利用率を向上させるため、オンライン申請の利便性向上が必要。**【規制改革実施計画】

○ 具体的には、認定書の電子送付や、手数料納付方法を含む申請のあり方の検討等により、**完全デジタル化**を目指す。

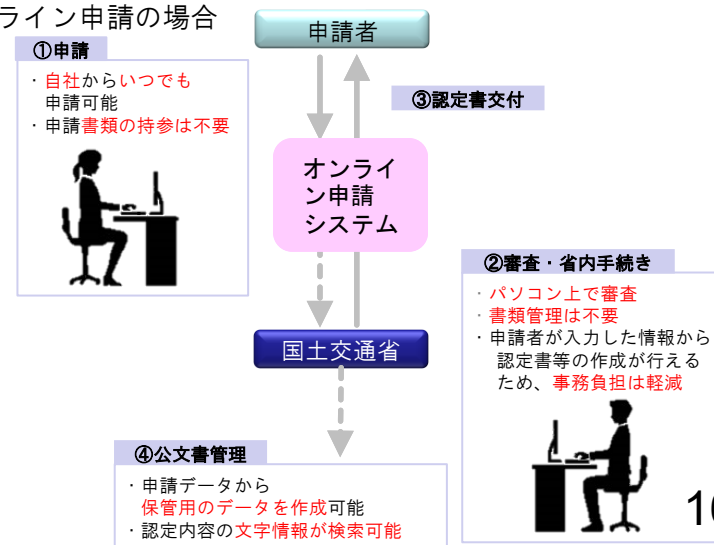
事業概要

平成30年度予算でオンライン申請システムの構築を行ったところであり、政府方針を踏まえた**オンライン利用率の向上、完全デジタル化等を推し進めるため、既存システムの運用・保守に加え、利用率の向上を図るための利便性向上に資する検討・改修**を行う。

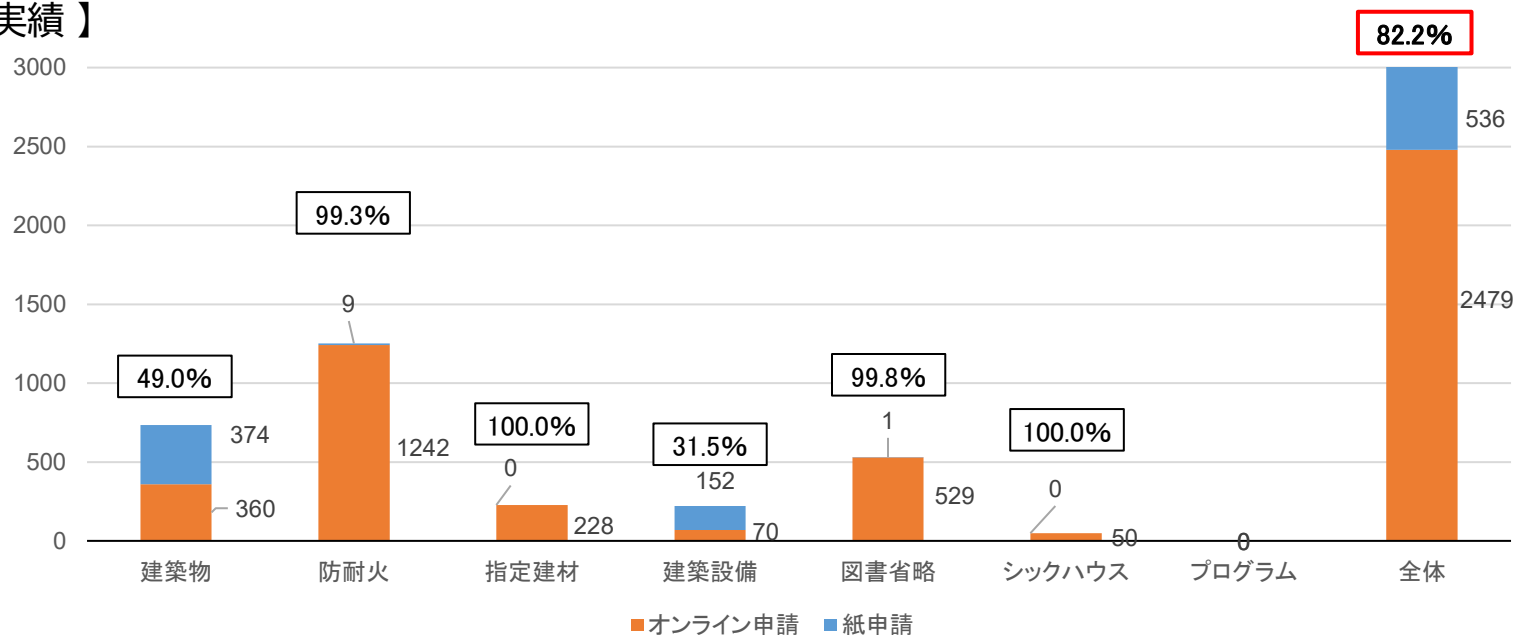
■従来の申請



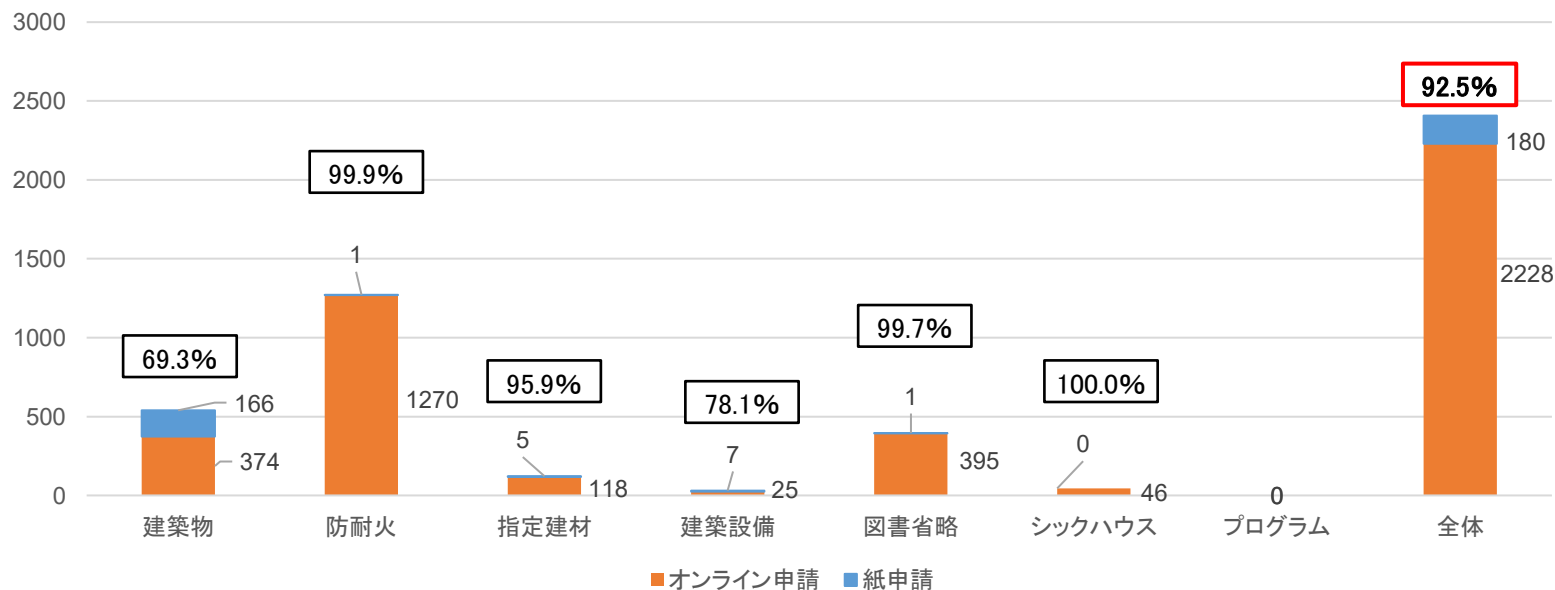
■オンライン申請の場合



【令和4年度実績】



【令和5年(4-12月)実績】



建築BIM

建築生産プロセスの効率化や建築物の質の向上に資する建築BIM（建築物の設計、施工、維持管理に関する情報を一元化した3次元データ）の社会実装を加速化するため、中小事業者等が建築BIMを活用する建築プロジェクトへの重点化を図るとともに、建築BIMによる建築確認を可能とする環境整備等の取組を進める。

建築BIM活用総合推進事業

⇒建築BIMの社会実装を加速化するための基盤を整備する取組に対する支援（下図の①～③）

＜補助対象（補助率）＞

- ① 建築BIMによる建築確認の審査環境整備に資する取組（定額）
- ② 設計・施工・維持管理間のデータ連携環境整備に資する取組（定額）
- ③ 維持管理・運用段階の利用促進に資する取組（定額）

建築BIM加速化事業

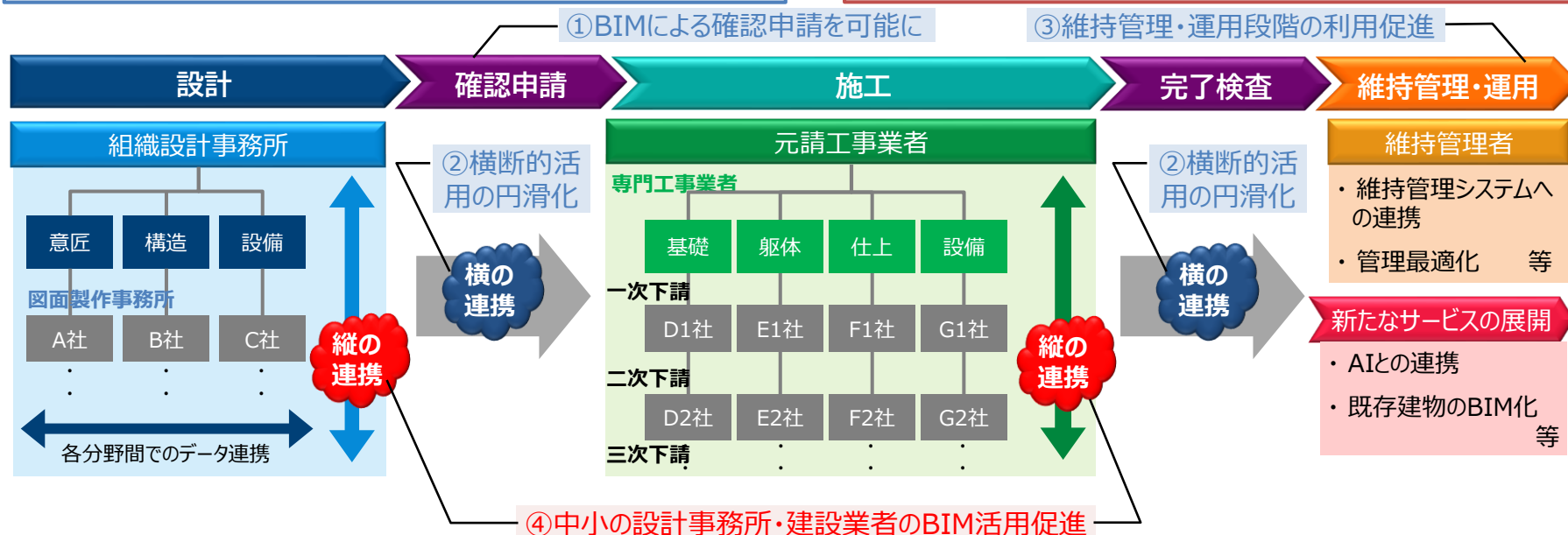
⇒中小事業者等が建築BIMを活用する建築プロジェクトに対する支援（下図の④）

＜補助対象（補助率）＞

- ・設計費（定額：設計BIMモデル作成費を上限）
- ・建設工事費（定額：施工BIMモデル作成費を上限）

拡充・見直し

- 小規模なプロジェクトにも対象を拡充（階数要件、面積要件を廃止）
- 改修プロジェクトにも対象を拡充
- 大規模の新築プロジェクトについては、業務の効率化又は高度化に資するBIMの活用を行うことを要件化

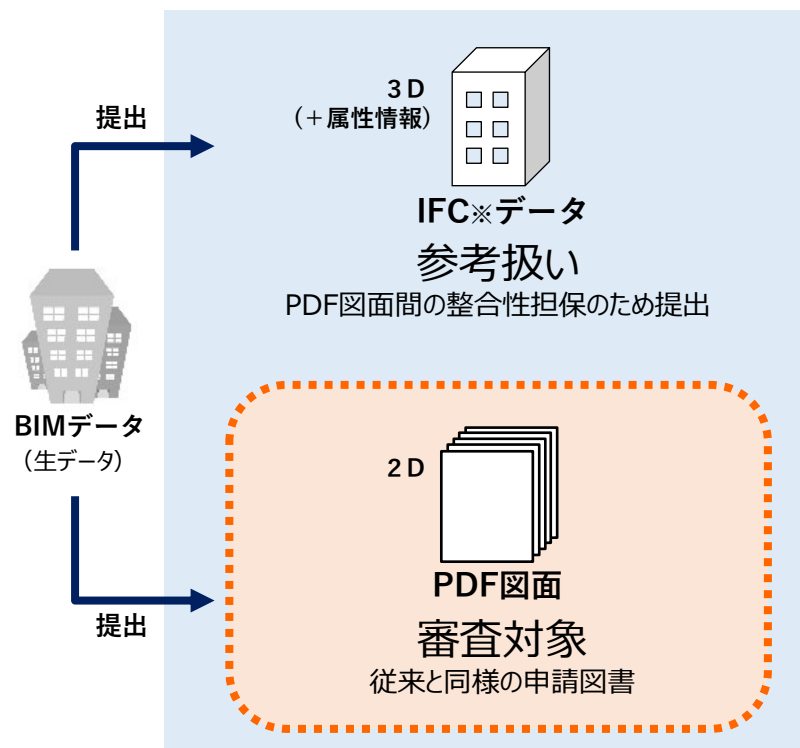


BIM図面審査

BIMデータから出力されたIFCデータとPDF図面の提出により、図面間の整合チェックが不要となり、審査期間の短縮に寄与

2025
開始

2027
全国展開



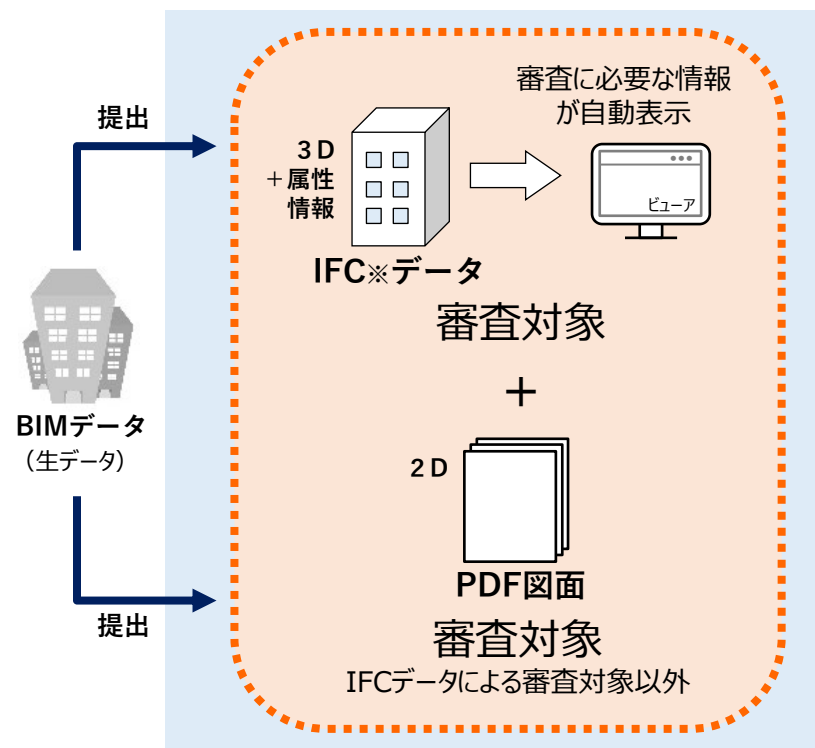
BIMデータ審査

IFCデータを審査に活用し、審査に必要な情報が自動表示されることにより、更なる審査の効率化（審査期間の更なる短縮）に寄与

並行して検討

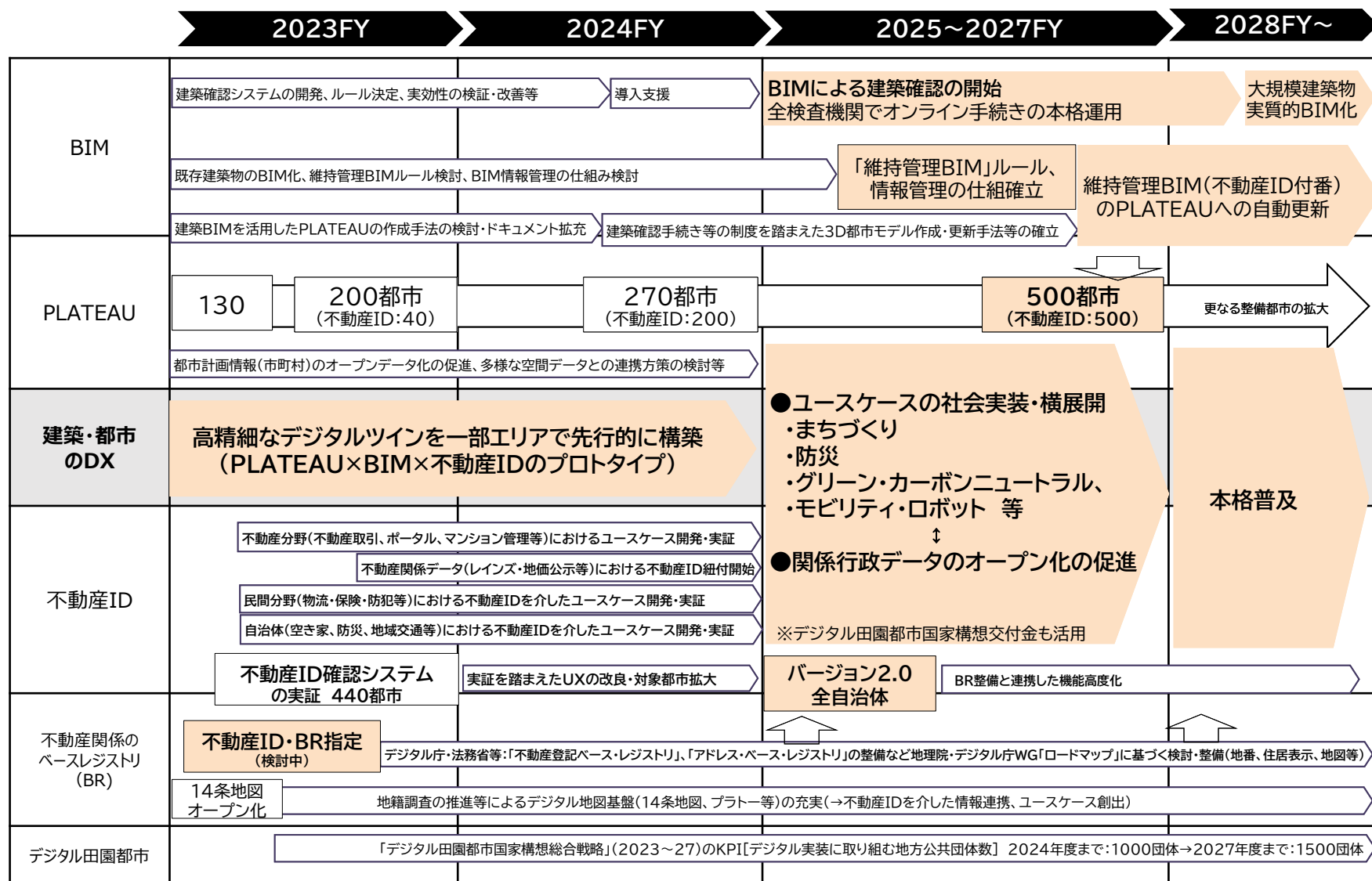
将来像

IFCデータを活用した
審査対象を順次拡大



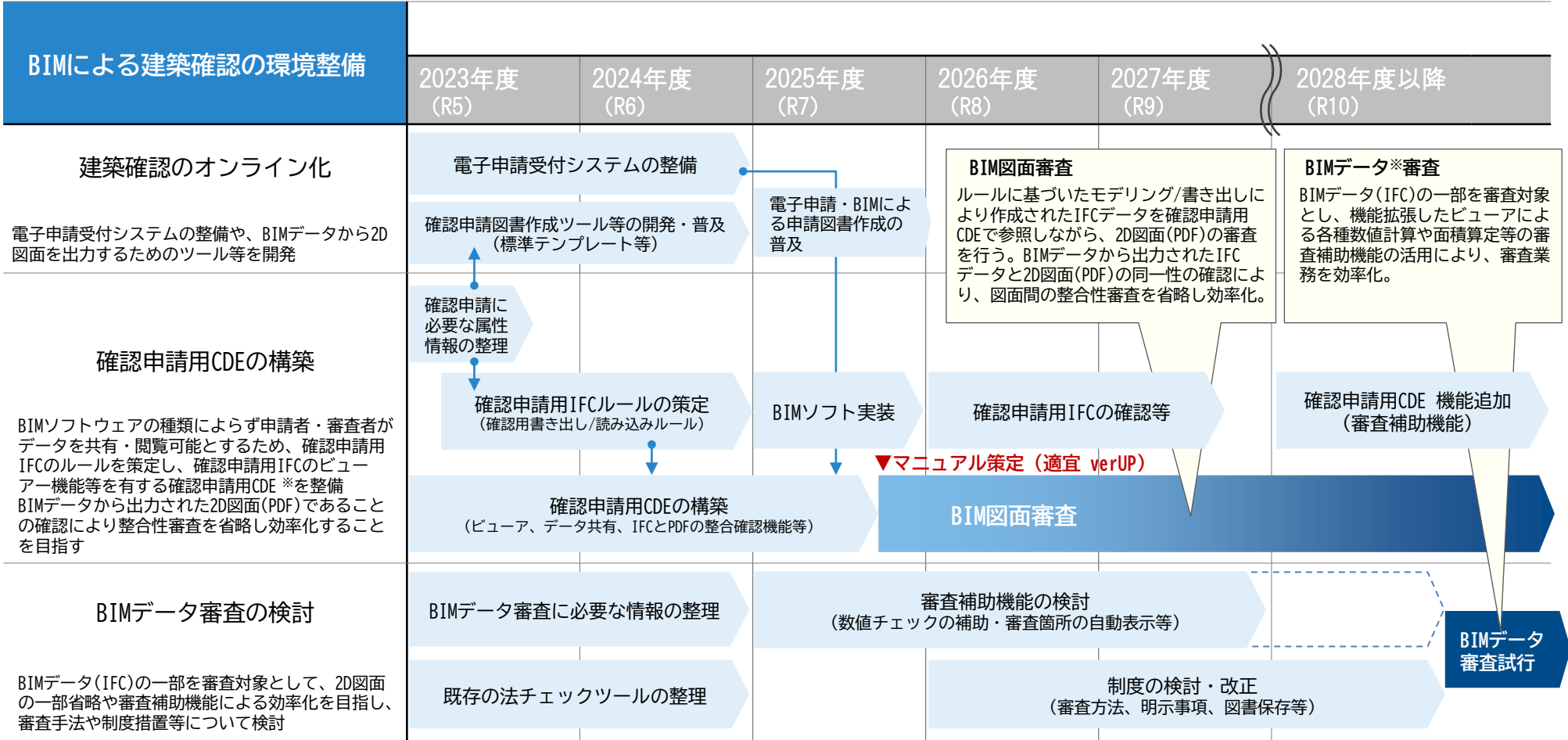
「建築・都市のDX」官民ロードマップ(令和5年5月30日策定)

- 2025年～ユースケースの横展開、2028年～本格普及を目指す。



1. BIMによる建築確認の環境整備

新築する建築物のほぼ全てが経る確認申請をBIMデータを用いて行うことができるようにすることで、申請・審査の効率化を図るとともに、共通化されたBIMデータやその伝達手法を社会に共有し、BIMの可能性を更に広げる。

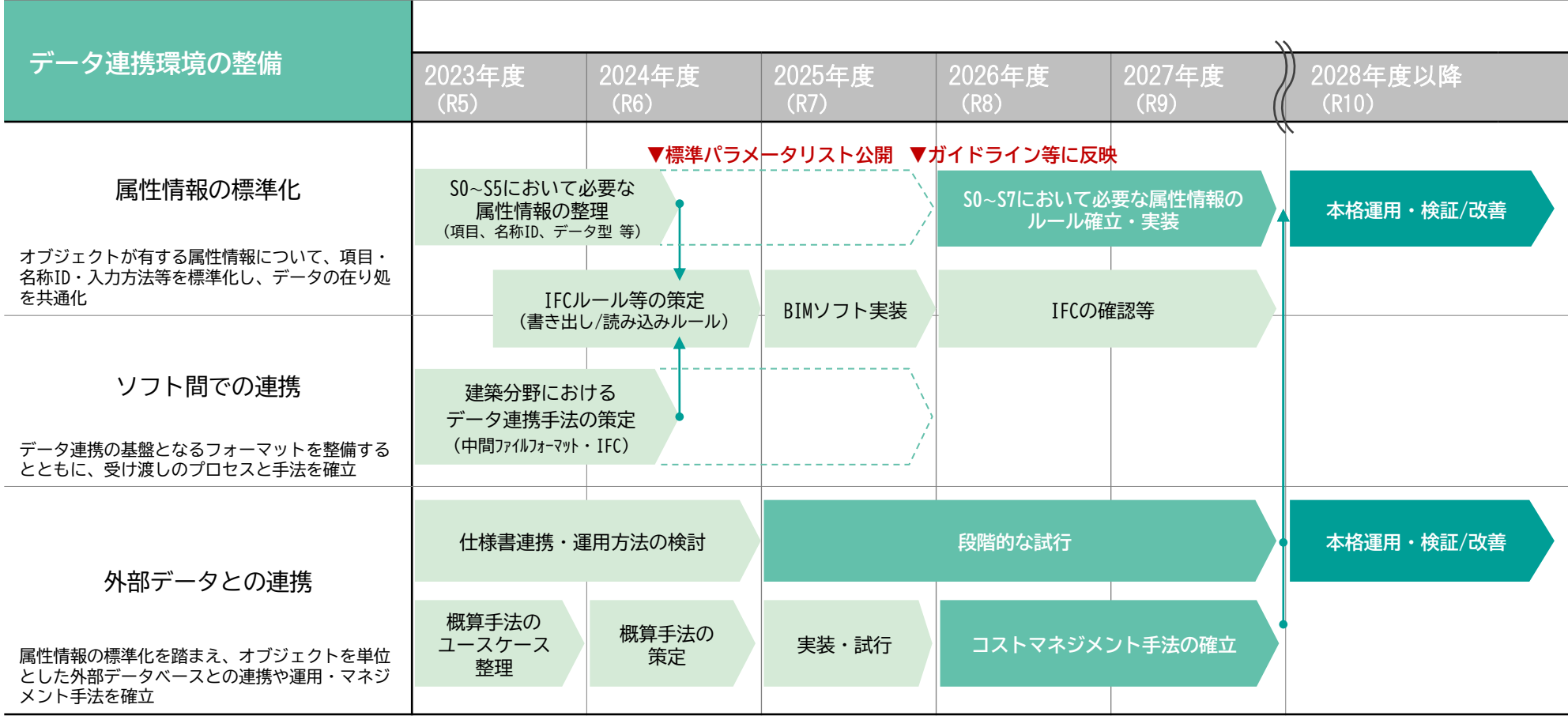


※CDE(Common Data Environment)：共通データ環境

※BIMデータ：BIM モデルに加え、BIM 上での2D による加筆も含めた全体の情報をいう

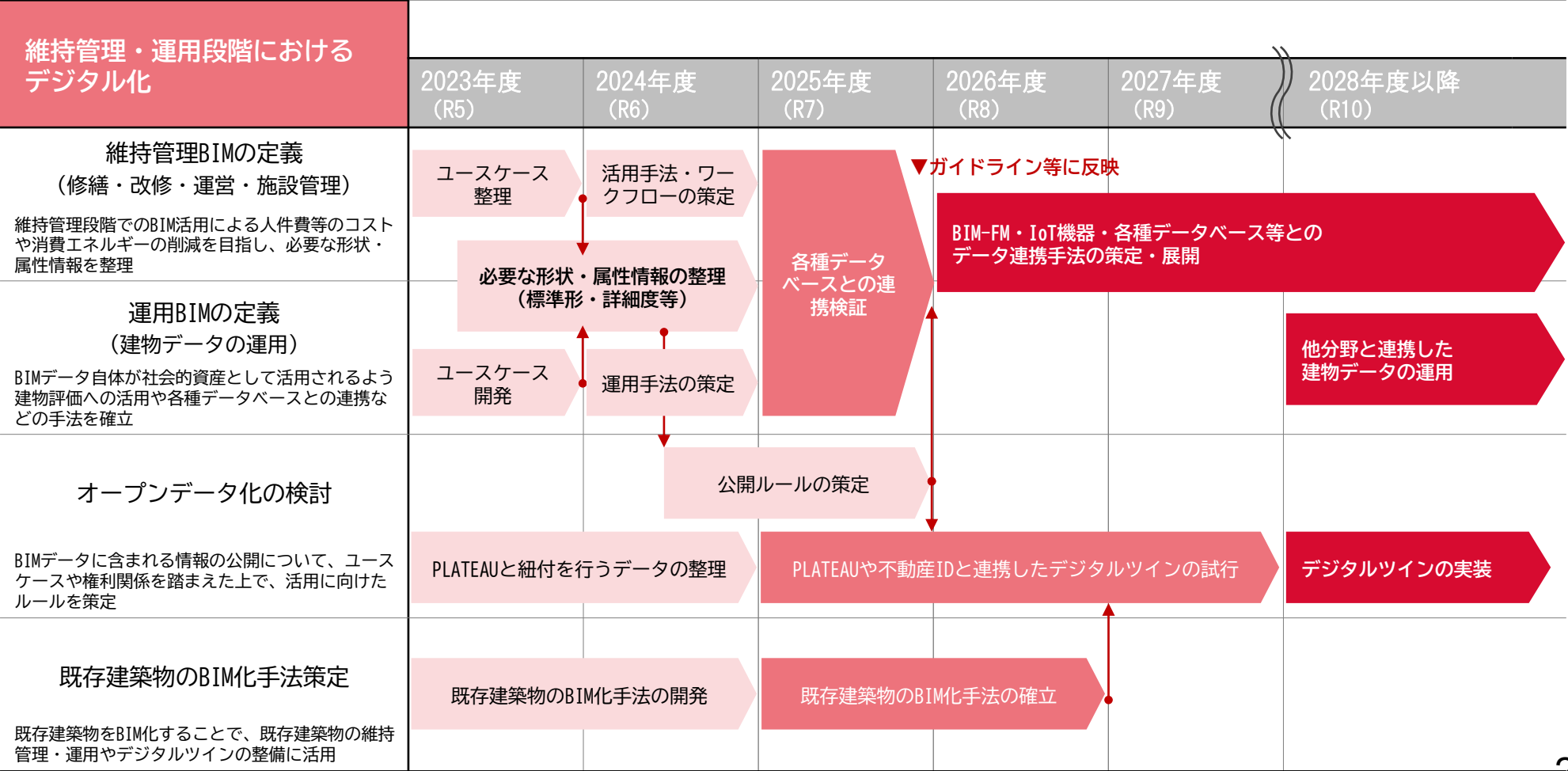
2. データ連携環境の整備

データ入力ルール等の整備（データの標準化）とデータの受け渡しルール等の共通化を進めることで、設計・施工・維持管理等プレーヤー間でのBIMデータの横断的活用を進め、建築分野における生産性向上を実現する。



3. 維持管理・運用段階におけるデジタル化

維持管理・運用手法のデジタル化の中で、BIMデータを活用することにより、新築・既存建築物の維持管理業務の効率化や、デジタルツインの実現による他分野（不動産・物流・エネルギー等）と連携した建物データの運用を可能とする。



中小事業者が建築BIMを活用する建築プロジェクトについて、建築BIMモデル作成費を上限として支援することにより、建築BIMの社会実装の更なる加速化を図る。

● 事業内容

建築BIMを活用し、一定の要件を満たす建築物を整備するプロジェクト（既存建築物に係るものを含む。）における、設計費及び建設工事費について補助する事業

● 補助対象事業者

民間事業者等（設計者又は施工者）

● 補助額

定額

※設計費は設計BIMモデル作成費、
建設工事費は施工BIMモデル作成費を上限とする
※延床面積に応じて次の額を上限とする

延床面積	設計費	建設工事費
10,000㎡未満	25,000千円	40,000千円
10,000㎡以上、 30,000㎡未満	30,000千円	50,000千円
30,000㎡以上	35,000千円	55,000千円

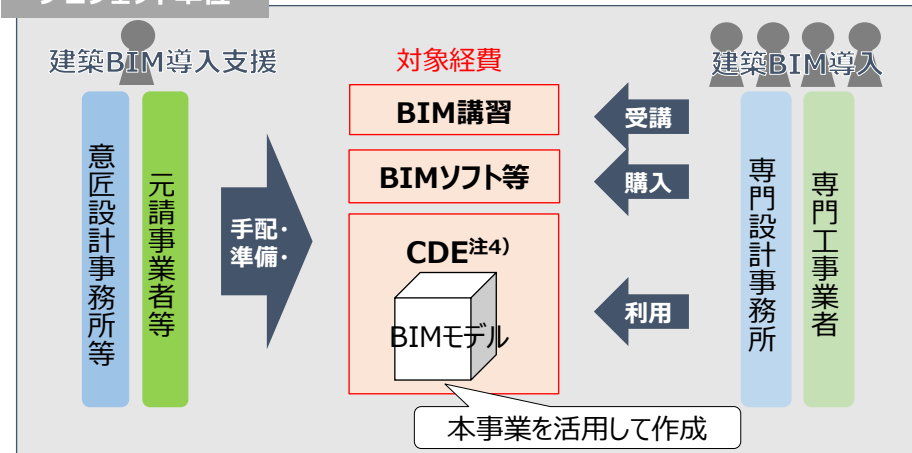
● 補助要件

- 元請事業者等が、下請事業者等による建築BIMの導入を支援すること
- 本事業により建築BIMを活用する全事業者が「建築BIM活用事業者宣言」を行うこと（元請事業者等においては、本事業の活用により整備する建築物について、維持管理の効率化に資するBIMデータ^{注1}を整備することを含む。）
- 大規模な^{注3}新築プロジェクトにあつては、BIMモデルの活用により業務の効率化又は高度化に資するものとして国土交通省が定める利用方法を用いるものであること
- 次の要件に該当する建築物であること。
 - ▶耐火/準耐火建築物等
 - ▶省エネ基準適合
 - ▶公共的通路等の整備
 - ▶原則として土砂災害特別警戒区域外

【R5補正：補助要件の見直し】

- ①小規模なプロジェクトにも対象を拡充（階数要件、面積要件を廃止）
- ②改修プロジェクトにも対象を拡充
- ③大規模の新築プロジェクトについては、業務の効率化又は高度化に資するBIMの活用を行うことを要件化

プロジェクト単位



注1) 維持管理の効率化に資するBIMデータの例：維持管理ソフトや不動産管理ソフト等にデータを受け渡し又は連携することを想定したIFCデータ^{注2}

PLATEAU上におけるLOD4（建物内で歩行空間が認識できるレベル）のオブジェクトの整備に資するIFCデータ 等

注2) IFC：BIMデータの中間ファイルフォーマットの一つ

注3) 次のすべての条件を満たすこと：地区面積1,000㎡以上、延床面積1,000㎡以上、地階を除く階数が3以上

注4) CDE：元請事業者等及び下請事業者等が、設計・施工情報を共有し受け渡すための手続きや環境をいう

建築士・建築士事務所関係のデジタル化

建築士事務所登録のオンライン化への取り組みについて

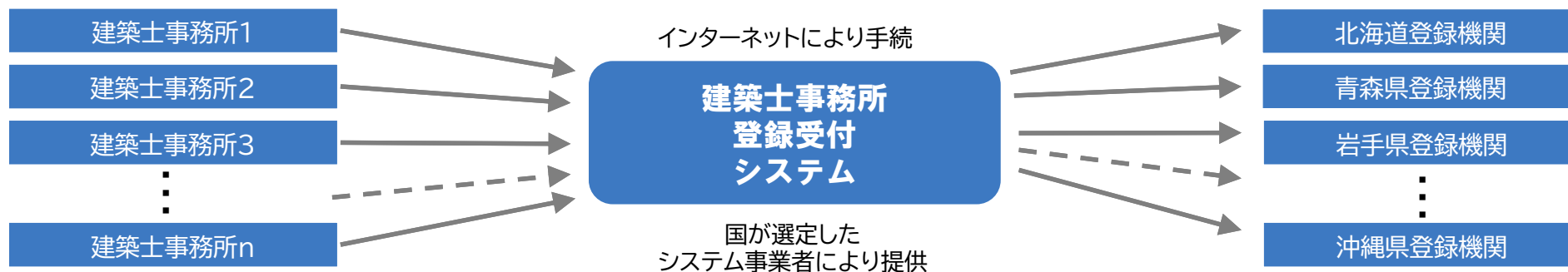
背景

令和3年6月18日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「オンライン利用率を大胆に引き上げる取組」を行うことが決定されており、各都道府県の事務とされている建築士事務所における申請、届出等の一連の手続きにかかるオンライン化を推進している。

システム概要

- オンライン化に係るシステムについて、国費で構築することにより、各都道府県の開発費は不要となる。
- オンライン化に伴い、指定事務所登録機関(建築士事務所協会)では、窓口対応や入力事務が低減
- システムの操作は簡単で特段のスキルは不要、万一操作に困った場合に備えて電話サポート窓口も設置

▼新規登録等のオンライン化イメージ



オンライン化のメリット

申請者側

インターネット環境のみでいつでもどこからでも申請が可能
一度登録をいただければ、新規申請～更新～廃業まで、一連の手続きがオンラインにより完結
不明点等はチャット機能により照会が可能になり、申請がより容易になる
役員や建築士のリストはCSV形式のファイルによりまとめて入力が可能のため、申請の手間を省略できる

審査側

申請件数や未処理件数の表示により、対応漏れを防止することが可能
入力チェック機能により、申請者の記載ミス等が軽減され、審査が容易に
別途管理されている登録者情報と自動で突合することが可能になり、手間を省略できる
書類は一定年数システムに保存されるため、提出した、しないのトラブル防止になる